

県南広域振興局長告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年1月13日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	指定年月日
石川内科循環器クリニック	奥州市水沢区中田町4番47号	平成20年9月1日
株式会社広田薬品花巻駅前薬局	花巻市大通り一丁目10番28号	平成20年11月1日
こいわ耳鼻咽喉科・アレルギー科クリニック	一関市山目字中野19番1号	平成20年12月24日
ファミリー薬局東山店	一関市東山町松川字卯入道138番3	平成20年12月1日